

令和2年度【決算】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税（国・地方）率が5%から8%へ引き上げられ、また、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、「社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされております。

（地方税法第72条の116より）

令和2年度上小阿仁村一般会計決算における地方消費税交付金の社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりとなります。

歳入歳出決算

（歳入）

・ 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分） 27,763,000 円

（歳出）

・ 老人福祉費（3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 老人福祉費） 120,859,131 円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

（単位：円）

目名称	支出済額	本年度決算額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
老人福祉費	120,859,131	4,428,181	0	128,800	27,763,000	88,539,150